

令和3年 第7回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和3年7月12日（月）
午後2時00分から午後3時03分
場所：不知火防災拠点センター
研修室1・2・3

○出席委員

（農業委員）

1番	欠	2番	田口 昭也	3番	中山 秀光
4番	坂下 憲明	5番	澤村 輝彦	6番	本郷 幸弘
7番	本崎 弘	8番	山田 哲郎	9番	川村 良行
10番	坂本 節子	11番	吉田 次一	12番	城塚 正
13番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	上村 祐二	高田 則義
村山 安次	五嶋 一精	中林 則文
村嶋 政弘	早川 一伸	中塘 万格人
村田 彰	河野 公明	田中 起代登
上村 君博	森田 良光	西村 誠一
百家 美代子	小路 正美	野田 眞語
小田 直之	川端 幸浩	

○欠席委員

農業委員 正垣 安博
農地利用最適化推進委員

○事務局出席者：（事務局長）白木太実男 （審議員）園田 弥生 （参事）御船 保博

議事日程（開議：午後2時00分）

日程第1 議事録署名委員の決定について
日程第2 会期の決定について
日程第3 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第36号 事業計画変更承認申請について
日程第5 議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7 議案第39号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

開 会 (午後 2 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 3 年第 7 回宇城市農業委員会総会を開会致します。本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数 13 名中 12 名でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき総会が成立しております。

開会にあたりまして、会長にご挨拶をお願いします。

会 長 皆さんこんにちは。今年の梅雨も各地で被害が出ているようでございます。特に静岡県熱海市では土石流が発生し、甚大なる被害がでました。亡くなられました方にお悔やみ申し上げ、被害にあわれた方にお見舞いを申し上げたいと思います。また、新型コロナウイルスの被害拡大防止により 5 月と 6 月は推進員の皆様には、大変迷惑をお掛けしました。今後はワクチン接種も進むかと思っておりますので、感染者も少ないとは思いますが、それから東京オリンピックも、無観客で開催が決まったようでございます。皆さんでテレビにて応援しましょう。それでは早速、審議に入りたいと思います。

これより令和 3 年第 7 回宇城市農業委員会総会を開催致します。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、13 番 本田委員、2 番 田口委員を指名致します。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題としお諮り致します。

本総会の会期は、本日 1 日に決定したいと思います、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日に決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 35 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。

議案第 35 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案書の 3 ページをお願いします。

議案第 35 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。

農地法施行令第 1 条の規定による許可申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 3 年 7 月 12 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由、農地法第3条の規定により、農地の権利移動の許可を受けるため、農業委員会の議決が必要である。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願い致します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願い致します。

審議番号1番は、	4番 坂下委員より
審議番号2番は、	5番 澤村委員より
審議番号3番及び4番は、	不知火1 中林委員より
審議番号5番は、	6番 本郷委員より
審議番号6番は、	松橋4 田中委員より
審議番号7番は、	松橋5 上村君博委員より
審議番号8番は、	11番 吉田委員より
審議番号9番は、	13番 本田委員より

それぞれ説明を求めます。

坂下委員

審議番号1番について説明します。詳細は記載のとおりです。譲渡人と譲受人は、親子の関係であります。譲受人は後継者として農業をされております。譲渡人はご病気をされて、今は農業をされておられません。親子関係での贈与ですので何ら問題はないかと思えます。以上です。

澤村委員

審議番号2番についてですが、面積に対して売買価格が高いと皆さん思われると思いますが、これは第5条申請の案件と関連しており、畑を分筆して申請面積を農地として譲受人が買い取り、経営規模拡大により取得されるもので、このような価格になっております。以上です。

中林推進委員

審議番号3番について説明します。詳細は記載のとおりです。貸人は高齢のため息子さんに管理を任されておりましたが、息子さんに耕作の意思がなく稲作農家に貸しておられました。その農家が経営を縮小されるということで、今回借人が申請地を借り水稻栽培を行うという申請です。何ら問題ないと思えます。

続きまして審議番号4番について説明します。詳細は記載のとおりです。譲受人は審議番号3番の借人と同じ人です。当申請地を以前から耕作されており、今回規模拡大による売買という申請です。日頃から健全管理されており、何ら問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。

本郷委員

審議番号5番について説明を致します。詳細は記載のとおりであります。申請の理由は新規就農となっております。親から子供への新規就農に伴う贈与ということになっております。譲受人は現在市外にお住まい

ですが、予定として水稲と白菜を栽培するという事になっております。特に問題はないかと思っております。ご審議方よろしくお願い致します。

田中推進委員 **審議番号 6 番**についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。譲渡人は譲受人の経営者です。自らの農地を経営規模拡大しようということで、売買を行ったということです。何ら不都合な点はございませんので、ご審議方よろしくお願い致します。

**上村君博
推進委員** **審議番号 7 番**についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。譲受人は形状変更が提出されているところの土地の隣接の農地になっておりまして、この形状変更については検討中ということになっておりますので、多分それに伴う売買になっていると思います。現況そのものも荒廃地になっておりまして、水稲を耕作されるような状況ではないので、状況としては非常に適切ではないと判断しております。形状変更の届がきちんと出た段階で、これが上がってくればいいかと思うのですが、現状では水稲が耕作できる様な状態ではないので、ちょっと問題があるのではないかと考えています。私の方からは以上です。

吉田委員 **審議番号 8 番**です。譲渡人と譲受人はいとこ関係にありまして、譲受人は申請地近くにも水田を耕作しております。詳細はご覧のとおりでございます。何ら問題はないと考えております。以上です。

本田委員 **審議番号 9 番**について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は新規就農による売買になります。場所は〇〇支所から南へ〇百メートルくらいの場所になります。譲受人は現在市外に住んでおられますが、空き家に付随した農地を取得した後に、移り住むということです。農業に従事する人数、農業機械も所有され、営農計画書も提出されており許可は可能かと思われれます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 只今、審議番号 1 番から 9 番について、各委員よりそれぞれ説明がございましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願い致します。
併せて推進委員の皆様にも質問、ご意見をお尋ねします。

森田推進委員 はい。

議 長 はい、森田委員。

森田推進委員 新規就農というのが審議番号 5 番と 9 番にあります。譲受人が農地を所有されておらず、それぞれ申請地の取得面積が広いが、宇城市では新

規就農計画があれば面積要件は認める形になっているのですか。

議 長 はい、事務局よりお願い致します。

事務局 はい、事務局よりお答えします。農地法 3 条の所有移転、貸借につきましては、下限面積が決まっています。取得を 3,000 平米が基準となっています。3,000 平米を満たせば面積的には許可可能となります。ただ、今回の審議番号 9 番の案件は、下限面積を満たしていませんが、空き家に付随した農地というところで、3 月 1 日より運用して空き家に付随した農地という基準のもとで、これには該当するという事になっています。以上です。

議 長 森田委員、よろしいでしょうか。

森田委員 はい。

議 長 他に何か質問はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 35 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 35 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 36 号「事業計画変更承認申請について」を上程し、議題と致します。

議案第 36 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。
事務局。

事務局 議案の 6 ページになります。

議案第 36 号、事業計画変更承認申請について
事業計画変更承認申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。
令和 3 年 7 月 12 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
提案理由、事業計画変更承認を受けるため、農業委員会の議決が必要である。

続けて詳細説明を致します。
審議番号 1 番につきましては、当初計画者は申請地に建売住宅〇棟を

建築する予定で農地法第 5 条の許可を令和〇年〇月〇〇日付けで受けていましたが、当初計画していた工期に間に合わず事業達成が困難となりましたので、承継者へ承継させるため今回の申請となりました。周囲の農地や営農上も問題はないと考えられます。ご審議方よろしくお願ひ致します。

続きまして審議番号 2 番につきましては、当初計画者は申請地に個人住宅・駐車場を建築する計画で農地法第 5 条の許可を平成〇〇年〇月〇〇日付けで受けていましたが、資金調達が不調となり、当初の事業計画通りの事業遂行ができなくなりましたので、承継者へ承継させるため今回の申請となりました。周囲の農地や営農上も問題はないと考えられます。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

ただ今、審議番号 1 番から 2 番について事務局より説明がありました。が、案件につきまして何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け起立をして、発言をお願ひ致します。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問はありませんか。

議 長

意見も無いようですので、議案第 36 号につきまして、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 36 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 5、議案第 37 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。

議案第 37 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局

議案の 8 ページです。

議案第 37 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について農地法第 4 条第 2 項の規定による許可申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 3 年 7 月 12 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由、農地法第 4 条の規定により、農地転用許可を受けるため、農業委員会の議決が必要である。以上です。

議 長 それでは、委員から案件について説明及び現地調査報告をお願い致します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

審議番号 1 番は、三角 3 高田委員より 説明を求めます。

高田推進委員 **審議番号 1 番**について説明致します。詳細につきましては記載のとおりであります。転用の目的は営農型太陽光発電施設になりまして、3 年ごとの更新申請になります。総会資料の写真にありますように、桑を栽培されておられまして、桑畑の下部を利用し太陽光発電施設を設置してあります。桑畑は適切な栽培管理がなされており、何ら問題はないかと思われまます。審議方よろしくお願い致します。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願い致します。事務局。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明致します。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

 この案件につきましては、継続して農業を営み 3 年間の一時転用となります。また農用地区域内にある農地ではありますが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることと、今回、営農型太陽光発電施設の 2 回目の一時転用の更新となりますが、3 年前の許可後から現在まで下部の農地における単収の減収もなく営農状況は良好であり更新は可能であると思われまます。以上です。

議 長 ただ今、審議番号 1 番について委員より説明がありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願い致します。併せて推進委員の皆様も質問・ご意見をお尋ねします。

西村推進委員 はい。

議 長 西村委員、どうぞ。

西村推進委員 15 番の西村です。営農型太陽光発電とありますが、普通の太陽光発電とどうゆう具合に違うのですか。

議 長 はい、事務局お願いします。

事務局 はい、事務局よりお答えします。営農型発電施設というのは、パネル

の下で農作物を栽培するというかたちになります。普通の太陽光発電施設は、太陽光だけをやるということになりますが、そこが大きな違いであります。

西村推進委員 そうすると売電はしないわけですね。自分で使ってしまうということですか。

議 長 はい、事務局お願いします。

事務局 売電につきましては、普通の太陽光と同じで営農型も売電するというかたちです。

議 長 売電しながら作物も作るということです。いいでしょうか。

西村推進委員 はい、分かりました。

議 長 他に何か質問はありませんか。

野田推進委員 はい。

議 長 はい、野田委員

野田推進委員 野田です。営農型発電施設というのは、今年初めて知ったのですが、これは何年前からされている事業ですか。

議 長 はい、事務局よりお願い致します。

事務局 はい、事務局よりお答えします。今回、この営農型発電施設は2回目の更新になりますので、6年前から開始されています。以上です。

議 長 野田委員よろしいでしょうか。

野田推進委員 はい。

議 長 他に質問はありませんでしょうか。

河野推進委員 はい。

議 長 はい、河野委員。

河野推進委員 河野です。この地図と面積が違うような気がしますが、これは一部になっているのですか。

議 長 事務局よりお願いします。

事務局 事務局よりお答えします。地図を見ていただきますと丸で囲ってある中に色が付いていますが、この右の方の3分の1程度に太陽光が載っているようなかたちになっています。以上です。

議 長 河野委員、いいでしょうか、

河野推進委員 はい。

事務局 補足で太陽光の面積について、お答えします。現在〇〇平米という表示をしてありますが、これは支柱の部分の面積のみになりますので、このように小さな面積になっております。転用面積はこの〇〇平米になります。以上です。

議 長 他に何か質問はありませんか。

川村委員 はい。

議 長 はい、川村委員。

川村委員 川村です。営農型を始めて、下の作物が作れないとか本人さんが作れなくなった場合は、後はどういう形になっていくのですか。

議 長 はい、事務局よりお願いします。

事務局 事務局よりお答えします。通常の2割以上減収している場合は、事務局より指導をさせていただきます。改善されない場合は、許可がでないというかたちになります。

議 長 川村委員いいでしょうか。

川村委員 はい。

議 長 他に質問ありませんか。

河野推進委員 はい。

議 長 はい、河野委員。

河野推進委員 この面積は基礎の部分の面積ということで、普通の太陽光だったら太陽光全体の面積で転用をかけなければいけないのに、営農タイプならこれで済むということですかね。

議 長 はい、事務局よりお願いします。

事務局 事務局よりお答えします。基本的に営農型ですので、全体が耕作されていますので農地になります。支柱を刺している部分は耕作が出来ないので、その面積のみ一時転用という取り扱いになっています。以上です。

議 長 河野委員よろしいでしょうか。

河野推進委員 分かりました。

城塚委員 はい。

議 長 はい、城塚委員。

城塚委員 12番、城塚です。農地に設置する場合の営農型太陽光発電と普通の太陽光発電の違いは。

議 長 はい事務局お願いします。

事務局 事務局よりお答えします。違いと言いますのは、基本的に営農型は先ほども言いましたけれども、作物を耕作しているのが大きな違いです。通常の太陽光の転用の場合は太陽光のみされていて、作物等はされていないと思います。営農型は軒高を2メートル程度とられて、下で耕作をされているので、現況は農地という取り扱いです。登記地目も農地から変えることはできません。そこが一番大きな違いです。以上です。

議 長 城塚委員、よろしいでしょうか。

城塚委員 はい。

議 長 他に何か質問はありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第37号について承認される方の挙手を

求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 37 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。
議案第 38 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局 議案の 10 ページをお願いします。
議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
農地法第 5 条第 3 項の規定による許可申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 3 年 7 月 12 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
提案理由、農地法第 5 条の規定により、農地の権利移動及び転用許可を受けるため、農業委員会の議決が必要である。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願い致します。なお、審議番号 1 番につきましては、澤村委員の案件ですので審議番号 1 番は後ほど審議します。

審議番号 2 番及び 3 番は、	5 番 澤村委員より
審議番号 4 番は、	不知火 2 村嶋委員より
審議番号 5 番は、	不知火 3 早川委員より
審議番号 6 番は、	8 番 山田委員より
審議番号 7 番から 9 番は、	松橋 2 村田委員より
審議番号 10 番から 12 番は、	松橋 5 上村君博委員より
審議番号 13 番は、	小川 2 西村委員より
審議番号 14 番及び 15 番は、	小川 4 小路委員より
審議番号 16 番は、	小川 5 野田委員より
審議番号 17 番は、	13 番 本田委員より

それぞれ説明を求めます。

澤村委員

審議番号 2 番の案件ですが、排水同意また隣接同意もいただいております。詳細は記載のとおりで、何ら問題ないと思っております。審議の程よろしく申し上げます。

審議番号 3 番ですけれども、2月に譲渡人から申請があつて総会にかかっているのですが、先ほど事業計画変更承認申請で承認された案件で、建売住宅ということで、排水同意も含めても再度取りに来られ確認しましたので、何ら問題はないと思っております。審議の程よろしく申し上げます。

村嶋推進委員

審議番号 4 番について説明します。詳細は次のとおりです。転用目的は建売住宅〇〇棟となっております。形は長方形の田になっておりまして、隣の宅地なみに客土をして建てるそうです。場所は〇〇小学校から東へ〇〇メートルのところにあります。排水同意もありますので問題ないと思われまふ。以上です。

早川推進委員

審議番号 5 番について説明致します。詳細は記載のとおりでございます。譲受人は老人介護施設を運営されており、その施設の建物に挟まれている土地であることから今回売買となりました。場所につきましては国道の北側になります。以上をふまえて何の問題はないと思ひますので、ご審議よろしくお願ひ致します。

山田委員

審議番号 6 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用目的が事務所兼社宅で1階が事務所、2階が社宅というふうに聞いております。場所はコミュニティセンターの隣になります。排水同意は取られております。隣接はございません。何ら問題はないかと思ひます。以上です。

村田推進委員

審議番号 7 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は個人住宅です。譲受人は譲渡人の子であり、前回は隣に妹夫婦が家を建てられるということで申請がありました。使用貸借権設定がなされております。隣接はございません。排水同意は取られております。何ら問題はないかと思ひます。ご審議よろしくお願ひ致します。

審議番号 8 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。譲受人はハウスメーカーでございます、この地に事務所と駐車場を造られるということでございます。場所は〇〇学校の北側になります。隣接同意、排水同意は取られております。ご審議よろしくお願ひ致します。

続きまして**審議番号 9 番**についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は宅地拡張となっております。民家に囲まれているような状況です。隣接地はございません。排水同意は取られております。ご審議よろしくお願ひ致します。

**上村君博
推進委員**

審議番号 10 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。譲受人の宅地の通路として購入されます。特に問題はないと思われま

審議番号 11 番についてご説明致します。同じく譲受人は同じ方なのですが、建設業を営まれておりまして、自分の会社に資材置場として貸されるということで、今回の売買に至っております。排水その他の同意は取られており、問題ないかと思

審議番号 12 番についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。譲受人の方も事業所を経営されていま

西村推進委員

審議番号 13 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。譲渡人と譲受人は親子関係です。転用目的は個人住宅です。既に着工して家が出来上がってしま

小路推進委員

審議番号 14 番について説明をさせていただきます。詳細は記載のとおりです。譲受人は昨年の 12 月に一度審議いただいた会社でござ

続きまして審議番号 15 番を説明致します。詳細は記載のとおりでございますが、譲渡人が市外に住んでおられま

野田推進委員

審議番号 16 番、詳細はご覧のとおりです。転用目的は 5 年前の熊本地震で施設が傷んだということで、グループホーム・職員宿舎・駐車場となっております。ほとんどの同意が取れてお

本田委員

審議番号 17 番について説明します。詳細は記載のとおりです。転用目的は建売住宅になります。場所は〇〇支所より南へ〇百メートルになります。譲受人は申請地を取得後、建売住宅を〇棟建てるとい

議 長

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願い致します。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

審議番号 2 番につきましては、〇〇支所から 500m 以内の農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われる。

審議番号 3 番につきましては、〇〇駅から 500m 以内の農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われる。

審議番号 4 番及び 13 番につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われる。

審議番号 5 番及び 7 番、9 番から 12 番、15 番につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われる。

審議番号 6 番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので転用は可能であると思われる。

審議番号 8 番につきましては、幅 4m 以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね 500m 以内に 2 つの教育施設があることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われる。

審議番号 14 番につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、既存施設を拡張するものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われる。

審議番号 16 番は 3 筆中 1 筆につきましては、幅 4 m 以上の道路に上・下水道が埋設され、概ね 500m 以内に 2 つの医療施設があることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われる。またその外 2 筆につきましては、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、第 1 種農地の不許可の例外規定の中に、申請地を公益性が高いと認められ、土地収用法により使用することができる事業に使用する際は、転用可能と定められておりますが、この案件の転用目的が「社会福祉施設」に該当するため、先ほど申し上げました第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われる。

審議番号 17 番につきましては、〇〇支所から 300m 以内の農地に該当し、農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思

われます。以上です。

議 長 ただ今、審議番号 2 番から 17 番について各委員よりそれぞれ説明がありました。ただ、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立して発言をお願いします。併せて推進委員の皆様にも、質問・ご意見をお尋ねします。

田口委員 はい。

議 長 はい、田口委員。

田口委員 2 番田口です。審議番号 13 番の案件で、先月もお尋ねしましたが、登記が農地のままで住宅が建つものかどうかお尋ねします。

議 長 はい、事務局よりお願いします。

事務局 今の質問にお答えします。13 番の案件につきましては、都市計画区域外になりますので、建築確認等の事前の許可が要らない土地になりますので、確認できず建てられていた案件になります。以上です。

議 長 田口委員いいでしょうか。

田口委員 はい。

議 長 他に何か質問ありませんか。

野田推進委員 はい。

議 長 はい、野田委員。

野田推進委員 建物を建てる時は、たぶん建築許可がいると思うのですが、建築許可と農業委員会との接触の仕方はどうなっているのですかお尋ねします。

議 長 事務局お願いします。

事務局 今の質問にお答えします。建築確認の許可につきましては、都市整備課の方と県で許可をしておりますけれども、農業委員会につきましては、事前に協議というかたちで、農地の許可が出ているとか申請があつてるとかという、事前の確認はあります。その回答を判断して担当課が処理をしているという状況です。

議 長 野田委員、それでいいでしょうか。

野田推進委員 はい、分かりました。

議 長 他に何か質問はありませんか。

(意見なし)

議 長 それでは、意見も無いようですので、審議番号 2 番から 17 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、審議番号 2 番から 17 番は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 続きまして、審議番号 1 番につきまして審議致します。審議番号 1 番は、澤村委員の案件になりますので、会議規則第 12 条の規定によりここで退席を求めます。

(澤村委員退席)

議 長 それでは案件についての説明及び現地調査報告をお願い致します。調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が分かるように説明をお願い致します。

審議番号 1 番は、 不知火 2 村嶋委員より説明を求めます。

村嶋推進委員 **審議番号 1 番**についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は農家住宅になります。これは親子関係でありまして、譲受人が家を建てて住まうということです。それと始末書添付とありますが、これは駐車場と一部をアスファルト舗装したため始末書添付となっています。以上です。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。事務局。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

審議番号 1 番につきましては、〇〇支所から 500m 以内の農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思

われます。以上です。

議 長 只今、審議番号 1 番につきまして、委員より説明がありましたが、何か質問、ご意見はありませんか。発言のある方は挙手後、指名を受け起立して発言をお願いします。併せて、推進委員の皆様も質問、ご意見をお尋ねします。

(異議なし)

議 長 何か質問はありませんか。

議 長 意見も無いようですので、審議番号 1 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、審議番号 1 番につきまして、原案どおり承認することに決定されました。審議が済みましたので澤村委員の入席を求めます。

(澤村委員入席)

議 長 これで議案第 38 号の全ての案件の審議が終了し、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 7、議案第 39 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題と致します。議案第 39 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案の 14 ページです。

議案第 39 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による宇城市農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の意見を求める。

令和 3 年 7 月 12 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、農用地利用集積計画を定めるため、農業委員会の議決が必要である。以上です。

議 長 それでは、賃借権設定の審議番号 1 番から 16 番、使用貸借権設定の審議番号 1 番から 7 番については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛さ

せていただきます。それでは、所有権移転の審議番号 1 番から 5 番について、事務局より説明を求めます。事務局。-

事務局

議案の 21 ページです。

今月は、農業公社からの買い取りが 4 件、売り渡しが 1 件です。

面積は 5 件中、田が 13,122 m²、畑が 5,738 m²、合計が 18,860 m²、売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願ひ致します。

議 長

それでは、各案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いします。併せて推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長

何か質問はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 39 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 39 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長

それでは最後に、農地形状変更届について、事務局より報告をお願いします。事務局。

事務局

23 ページの農地形状変更届につきましては、案件の 1 番目につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきたいと思ひます。なお案件の 2 番目につきましては、〇〇町現地検討会にて、現地確認までは終えておりますが、その後関係部局との協議が必要となり協議を行った結果、都市整備課への届け出が必要なことや詳細な排水計画等の提出が必要であるという判断に至っておりますので、現在も協議継続中のため協議が整い次第、報告をさせていただきたいと思ひます。以上です。

議 長

これは報告案件ですので、了解をいただきたいと思ひます。

議 長

以上で、本日の日程全て終了致しました。

これもちまして、令和3年第7回宇城市農業委員会総会を閉会致します。

慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会

(午後3時03分) 職務代理者による起立、礼。